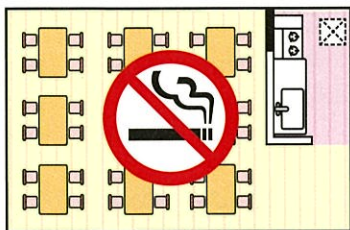


B 飲食店（その他）における対策

A「飲食店（既存小規模店）」に当てはまらない飲食店は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。

1. 全面禁煙にする場合



店舗出入口に禁煙標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、「全面禁煙」であることが一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

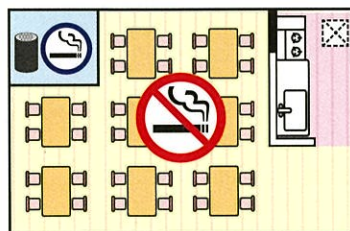
▶同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑧を貼りましょう。

▶2019年9月1日から義務化されます。



シール⑧「禁煙標識」

2. 客席とは別に、喫煙専用ルーム（飲食等不可）を設置する場合（＝喫煙専用室の設置）



① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙専用ルーム（飲食等不可）の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、「その場所が「喫煙専用の場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶同封のステッカーを活用する場合：右記のシール①を貼りましょう。

▶2020年4月1日から義務化されます。

② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。標識は、「喫煙専用ルームが店内にあること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶同封のステッカーを活用する場合：右記のシール②を貼りましょう。

▶2019年9月1日から義務化されます。*



シール①「喫煙専用室標識」



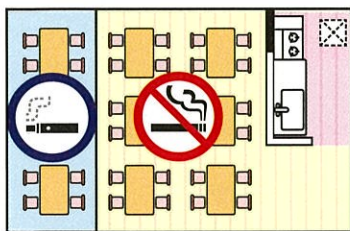
シール②「喫煙専用室設置施設等標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

3. 客席の一部を加熱式たばこのみ喫煙可にする場合 (=加熱式たばこ専用喫煙室の設置)

加熱式たばこの喫煙に限れば、客席の一部を喫煙可にすることができます。



① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、その場所が「加熱式たばこのみ喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール③を貼りましょう。

▶ 2020年4月1日から義務化されます。



② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。

標識は、「加熱式たばこのみ喫煙可の場所があること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶ 同封のステッカーを活用する場合：右記のシール④を貼りましょう。

▶ 2019年9月1日から義務化されます。*



設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。



シール③
「指定たばこ専用喫煙室標識」



シール④
「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」

※飲食店出入口に掲示する標識の経過措置について (2019.9.1~2020.3.31)

飲食店においては、2020年4月1日の法律と条例の全面施行より前の2019年9月1日から、店舗出入口の標識掲示義務が開始されます。全面施行時には、喫煙室を設置する（又は屋内喫煙可とする）場合は、その喫煙室が法律で定められた技術的基準を満たす必要がありますが、全面施行より前の時点では、技術的基準を満たすことが義務化されていないため、基準を満たしていない喫煙室や分煙エリアも存在することが想定されます。

そのため、2019年9月1日から全面施行までの間は、店舗出入口に「店舗に喫煙場所があるか禁煙か」が容易に判断できる標識を掲示してあればよく、店舗内の喫煙室が技術的基準を満たしているかどうか、また、掲示している標識に「20歳未満の者は立入禁止」であることが示されているかどうかは問われません。

